

4 しょうがいじつうしょしえん 障害児通所支援

(1) しょうがいじつうしょしえん しゅるい ないよう 障害児通所支援の種類と内容

児童発達支援	日常生活の基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
放課後等デイサービス	放課後や学校休業中において、生活能力向上の訓練や創作活動などを行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校等に通う又は乳児院、児童養護施設に入所している障がいのある児童が、集団生活に適応できるよう支援します。
障害児相談支援	障害児支援利用計画の作成などにより、適切なサービス利用や課題の解決を支援します。

(2) しょうがいじつうしょしえん りよう てつづ なが 障害児通所支援利用手続きの流れ

障害児通所支援を利用するには、所定の手続きが必要です。
詳しくは、障がい者支援課までお問い合わせください。

1 利用申請

向日市が窓口ですので、障がい者支援課へお越してください。

- ① 所定の申請書に必要な事項を記入します。
- ② 利用者負担額を決定するため、家族全員の同意書を添付します。
(家族全員とは、住民票上の同一世帯全員を指します。)

2 意向調査等

向日市の職員が、児童と保護者と面談し、心身の状況や置かれている環境についてお尋ねします。また、サービスの利用意向についてもお伺いします。

3 障害児支援利用計画案の提出(障害児相談支援)

向日市から申請者に、サービス等利用計画案の提出を依頼します。
指定障害児相談支援事業者が作成した障害児支援利用計画案を、市に提出します。

支給決定にあたっては、児童相談所等に意見を求めることもあります。

(これに代えて、セルフケアプラン等を提出することもできます。)

4 支給決定

意向調査、児童相談所等の意見、障害児支援利用計画案を踏まえ支給決定を行います。

5 障害児支援利用計画の作成

指定障害児相談支援事業者から、今回の支給決定に係る障害児支援利用計画を受け取ります。

6 サービスの利用と利用者負担金の支払い

サービスの提供を受け、利用者負担金を月額上限額に達するまでサービス提供指定事業者にお支払ください。

7 モニタリングの実施

支給決定時に定めた期間ごとに、現在のサービスが適切かどうか利用者の心身の状況・環境等を確認し、必要に応じてサービス等利用計画及びサービスの見直しを行います。

^{りようしゃふたん}
(3) **利用者負担について**

実際にかかった費用の**原則 1割負担**になります。

なお、サービス等利用計画に係る障害児相談支援については、その全額が公費負担となります（利用者負担はありません。）。

月額上限額等の詳細は、21ページをご覧ください。